

反社会的勢力の定義

反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、その他これらに準じたものを総称したものであり、当法人では以下のとおり定義します。

（1）暴力団

その団体の構成員が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

（2）暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）

暴力団の構成員をいう。

（3）暴力団準構成員

暴力団または暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持、運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。

（4）暴力団関係企業

暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力し、もしくは関与するものまたは業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。

（5）総会屋等

総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。

（6）その他これらに準じたもの

①社会運動標榜ゴロ

社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与えるものをいう。

②特殊知能暴力集団等

暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的つながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。